

定 款

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、東海リース株式会社と称し、英文では、TOKAI LEASE CO.,LTD.と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 仮設建物の賃貸業
- (2) 仮設建物の製作ならびに販売
- (3) 仮設建物の建築業
- (4) 仮設建物の設計、監理
- (5) 什器備品の賃貸業ならびに販売
- (6) 建築機械工具の賃貸業
- (7) 精密機械器具の賃貸業
- (8) 仮設建物、什器備品、建築機械工具ならびに精密機械器具の輸出入
- (9) 建築用石材ならびに非金属鉱産物の輸出入および販売
- (10) 建築工事、土木工事の請負および設計、施工
- (11) 産業廃棄物および一般廃棄物の収集、運搬、処理
- (12) 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を大阪市に置く。

(機関の設置)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関をおく。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、800万株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受け
る権利

(株式取扱規則)

第9条 当会社の株式に関する取扱は、取締役会の定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

第3章 株主総会

(招集)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎年事業年度末日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会
は、その必要がある場合に隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集の場所)

第13条 当会社の定時株主総会は、本社の所在地または、これに隣接する地もしくは大阪府枚方
市においてこれを招集する。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の
取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を
行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる
株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当る
多数をもって行う。

(株主総会参考書類等の電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電
子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、
書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとす
ることができる。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 18 条 株主総会の議事は、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 19 条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10 名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。

(取締役の選任)

第 20 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 22 条 当会社に取締役社長 1 名を、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名をおき、取締役会の決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定する。

2. 取締役社長は、当会社を代表する。

3. 取締役社長のほか、取締役会の決議により、当会社を代表する取締役を選定することができる。

4. 取締役会の決議により、相談役および顧問をおくことができる。

(取締役会の招集および議長)

第 23 条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

2. 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。
3. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(業務執行)

第26条 取締役社長は、当会社の業務を統轄し、取締役会長、取締役副社長、専務取締役または常務取締役は、取締役社長を補佐してその業務を分掌する。

2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が取締役社長の職務を代行する。

(重要な業務執行の決定の委任)

第27条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集)

第31条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第32条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第6章 計算

(事業年度)

第33条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当の基準日)

第34条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 前項のほか、当会社は取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。

(自己株式の取得)

第35条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議により市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第36条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附則

第1条 変更前定款第16条の規定の削除および変更後定款第16条の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに定める施行の日である2022年9月1日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。

2. 施行日から次の定めを有するものとする。なお、本定めは、施行日から6か月を経過した日、もしくは施行日から6か月以内に開催する最後の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日まで効力を有するものとする。当会社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。
3. 本附則は、前項で定めるいずれか遅い日をもってこれを削除する。

最近改正

2011年6月29日
2017年10月1日
2021年6月29日
2022年6月29日